九・法人税法施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第百三十五号)

九.法人税法施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第百三十五号)

○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)

(傍線の部分は改正部分)

「四 控 第 二 6 六 航 五 7 前 項 各 第 一 版 第 二 章 項 各 号 で 場 第 二 章 和 日 日 表 所 音 東 和 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一節 各事業年
---	---------

いう。)をいう。事業年度の所得の金額(次項において「当該事業年度の所得金額」とがある場合の課税の特例)の規定を適用しないで計算した場合の当該

3 (略

ĺ

4 · 5 (略)

第百四十八条(略)(通算法人に係る控除限度額の計算)

2 (略)

3

及び当該他の事業年度において生ずる欠損金額をいう。 中度の所得金額とは、それぞれ送第五十七条の大損金額 の計算)、第六十四条の八(通算法人の合併等があつた場合の欠損金額 の計算)、第六十四条の八(通算法人の合併等があつた場合の欠損金の の計算)、第六十四条の八(通算法人の合併等があつた場合の欠損金の の計算)、第六十四条の八(通算法人の合併等があつた場合の欠損金の の事業年度の所得の金額をいい、同号口に規定する当該通算事業年度 の下間ので計算した場合の当該通算事業年度の所得の金額及び当該他の事業年度の所得の金額をいい、同号口に規定する当該通算事業年度 の下間ので計算した場合の当該通算事業年度の所得金額及び他の事業 を適 の下間ので計算した場合の当該通算事業年度の所得金額及び他の事業 を適 の下間ののに、第六十七条 の下間ののに、第二十十条のに、では、第二十十条 の下間ののに、第二十十条のに、では、第二十十条 の下間ののに、第二十十条 の下間のに、第二十十条 の下間のに、第二十十条 の下間のの下間のの下間ののに、第二十十条 の下間ののに、第二十十条 の下間のに、第二十十条 の下に、第二十十条 の下に、 の下に、 の下に、 の下に、 の下に、 の下に、

いう。)をいう。 事業年度の所得の金額(次項において「当該事業年度の所得金額」と がある場合の課税の特例) の規定を適用しないで計算した場合の当該

3

する。

中では、当該の関係を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額と、当該の一、の一、当該金額が当該事業年度の所得金額の百分の九十十七条の十二及び第六十七条の十三の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の法第六十九条第一項に規定する国外所得金額からに相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額を控入した場合の当該事業年度の調整国外所得金額とは、法第五十年の第一項に規定する当該事業年度の調整国外所得金額とは、法第五十年の第一項に規定する。

4・5 (略)

! H

(通算法人に係る控除限度額の計算)

第百四十八条

(略)

用しないで計算した場合の当該通算事業年度において生ずる欠損金 用しないで計算した場合の当該通算事業年度の所得の金額及び当該他 の計算)、第六十四条の五 年度の所得金額とは、それぞれ法第五十七条(欠損金の繰越し)、第 及び当該他の事業年度において生ずる欠損金額をいう。 の欠損金額及び他の事業年度の欠損金額とは、 の事業年度の所得の金額をいい、同号ロに規定する当該通算事業年度 税の特例)の規定(以下この項において「対象規定」という。)を適 の十二及び第六十七条の十三(組合事業等による損失がある場合の課 業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)、第六十七条 の損金算入) 並びに租税特別措置法第五十九条の二 (対外船舶運航 通算)及び第六十四条の八(通算法人の合併等があつた場合の欠損金 六十四条の四(公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額 前項第二号イに規定する当該通算事業年度の所得金額及び他の事 (損益通算)、第六十四条の七(欠損金の それぞれ対象規定を適

4 9 (略)

4 、第八項及び第九項において「非課税国外所得金額」という。)のう おいて「調整前国外所得金額」という。)をいう。 国外所得金額」という。)に、加算調整額を加算した金額(第六項に ち零を超えるものを減算した金額(次項及び第九項において「加算前 額から外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額(次項 各号(国外所得金額)に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額の合計 十七条の十三の規定を適用しないで計算した場合の第百四十一条の二 八並びに租税特別措置法第五十九条の二、第六十七条の十二及び第六 第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七及び第六十四条の 第二項第三号に規定する調整前国外所得金額とは、法第五十七条、

5 9 (略)

第一条 この政令は、 (施行期日) (略) 令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

附

則